

 令和8年度 那覇市産業DX促進支援事業

伴走支援 応募要領

令和8年6月

那覇市DX促進コンソーシアム

目次

1. 事業の目的.....	3
2. 事業の概要.....	3
3. 応募資格.....	4
4. 募集数.....	4
5. 応募方法.....	4
6. 審査・採択.....	5
7. 採択後の条件・留意事項.....	5
8. スケジュール.....	6
9. 問い合わせ先.....	6
10. 補足.....	7

1. 事業の目的

本事業は、那覇市内の中小企業を対象に、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を専門コンサルタントが一貫して伴走支援することにより、業務改善・生産性向上を図り、市内産業全体のデジタル化の底上げを目指すものです。

2. 事業の概要

(1) 事業名

令和 8 年度 那覇市産業 DX 促進支援事業

(2) 主催

那覇市

(3) 実施

那覇市 DX 促進コンソーシアム

- ・ 一般社団法人沖縄県情報産業協会
- ・ 株式会社オーシーシー
- ・ 株式会社国際システム

(4) 支援内容

以下の 5 ステップで業務プロセスの改善を支援します。

- | | |
|------------|--------------------|
| Step1 現状把握 | 業務フロー可視化・課題抽出 |
| Step2 目標設定 | KPI 設定・優先順位付け |
| Step3 計画策定 | DX ロードマップ作成・リソース計画 |
| Step4 実行支援 | ツール選定・導入・運営サポート |
| Step5 効果測定 | KPI 評価・改善提案 |

(5) 支援期間および支援規模

支援期間：令和 8 年 8 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日

支援規模：月 1～2 回、計 10 回、1 回あたり 2 時間

(6) 費用

無料（ただし、ツール導入にかかる費用は事業者負担）

3. 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 那覇市内に本社または主たる事業所を有すること
- (2) 産業競争力強化法第2条第23項に規定する「中小企業者」(※1)であること
※1 定義は後述の「10. 補足」を参照ください。
- (3) DXの推進に取り組む意欲を有すること
- (4) 支援期間中(令和8年8月～令和9年1月)を通じて継続して参加できること
- (5) 反社会的勢力に該当しないこと
- (6) 現在、本事業以外の事業の支援を受けていないこと
- (7) 市税の滞納がないこと

4. 募集数

8社程度(応募状況により最大10社まで拡大する場合があります)

5. 応募方法

- (1) 応募方法
下記特設ページより申請書フォームにアクセスし、申請してください。
URL：<https://www.iaa-okinawa.or.jp/nahadx/>
※申請時に、市町村が発行する「完納証明書(税額の表示なし)」の写し(スキャンデータ)を添付する必要があります。
- (2) 公募期間
令和8年6月2日(火)～令和8年6月30日(火)17時まで

6. 審査・採択

(1) 審査方法

申請内容をもとに、コンソーシアムにて書類審査を行います。
書類選考後はヒアリングを実施いたします。

(2) 審査の観点

以下の観点を総合的に判断して採択企業を決定します。

- ・ DX 推進への意欲・必要性
- ・ 解決すべき業務課題の具体性
- ・ 支援を通じた成果・効果の見込み
- ・ 那覇市内産業への波及効果

(3) 採択通知

令和8年7月21日（火）までに
応募者全員にメールにてお知らせします。

7. 採択後の条件・留意事項

採択された事業者には、以下の条件への同意を求めます。

(1) 全支援日程への参加

原則として全ての支援日程（月1~2回、計10回）に、経営者または業務担当者がご参加ください。やむを得ず参加できない場合は、事前にご連絡ください。

(2) アンケート・ヒアリングへの協力

事業の効果測定のため、支援前後のアンケートおよびヒアリングにご協力ください。

(3) 支援内容の社外公表への同意

支援を通じて得られた事例（企業名・業種・課題・解決策等）について、成果報告会や広報活動等で公表します。
公表の際は事前に内容を調整いたします。

(4) 辞退について

採択後に事業者のご都合により辞退される場合は、速やかにお申し出ください。

(5) 所属団体等への事例展開・周知

支援後の成果について、所属している団体、組合等での事例共有、事例発表等の協力をお願いします。

8. スケジュール

日付	内容
令和 8 年 6 月 2 日 (火)	公募開始
令和 8 年 6 月 30 日 (火)	公募締切
令和 8 年 7 月 1 日 (水) ~ 令和 8 年 7 月 20 日 (月)	審査・採択
令和 8 年 7 月 21 日 (火)	採択通知
令和 8 年 8 月 3 日 (月)	伴走支援開始
令和 9 年 1 月 29 日 (金)	伴走支援終了
令和 9 年 2 月 24 日 (水)	成果報告会 (予定)

9. 問い合わせ先

一般社団法人 沖縄県情報産業協会

担当：那覇市 DX 促進支援事業 事務局

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原 1 番地

琉球大学 地域創生総合研究棟 304 号室

TEL : 098-943-4641 (受付時間 9:00~18:00、土日祝除く)

E-mail : nahadx@iia.okinawa

URL : <https://www.iia-okinawa.or.jp/nahadx/>

10. 補足

※1 産業競争力強化法第2条第23項に規定する「中小企業者」

○基本判定表

主たる事業として営む業種		下記のいずれかを満たすこと	
		資本金又は出資 総額	常時使用する従 業員数
1	製造業、建設業、運輸業その他の業種 (2から7までの業種を除く)	3億円以下	300人以下
2	卸売業(5から7の業種を除く)	1億円以下	100人以下
3	サービス業(5から7までの業種を除く)	5千万円以下	100人以下
4	小売業(5から7の業種を除く)	5千万円以下	50人以下
5	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
6	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
7	旅館業	5千万円以下	200人以下

○その他該当者

8	企業組合
9	協業組合
10	事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
11	水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
12	商工組合及び商工組合連合会
13	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
14	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5千万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの

15	<p>酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの</p>
16	<p>内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの</p>
17	<p>技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が1～9までに規定する中小企業者であるもの</p>